○法務省告示第五十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年二月二十六日から効力を生ずる。

平成二十三年二月九日

法務大臣　江田　五月

福島県西白河郡中島村長

北海道釧路市長

○外務省告示第三十四号

平成二十二年七月二十七日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十七年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったサイゴン東西ハイウェイ建設計画（第四期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年一月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年二月九日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第三十五号

平成二十二年七月二十七日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十五年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった南北海底光ケーブル整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年七月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年二月九日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第三十六号

平成二十三年二月八日にテグシガルパで、首都圏地滑り防止計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　首都圏地滑り防止計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　塩崎修在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　マリオ・ミゲル・カナワティ・カナワティ外務大臣

平成二十三年二月九日

外務大臣　前原　誠司

○財務省告示第四十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年一月十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千百八十六億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千七百六十三億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆四千百七十四億二千七百四十九万三千円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千七百六十二億二十八万五百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年一月十二日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘五毛

十二　償還期限　平成二十三年四月十一日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十三年一月十二日

○財務省告示第四十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年一月十三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百六十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。